

第三領域

中項目 (x, x, x)	5	4	3	2	1	NA	無回答
小項目 (x, x, x, x)		a	b	c		NA	無回答
3.3.2.2		114	17	0		2	2
		84.4%	12.6%	0		1.5%	1.5%
3.3.2.3		108	22	0		1	4
		80.0%	16.3%	0		0.7%	3.0%
3.3.3	29	69	35	0	0	0	2
	21.5%	51.1%	25.9%	0	0	0	1.5%
3.3.3.1		121	13	0		0	1
		89.6%	9.6%	0		0	0.7%
3.3.3.2		114	19	0		1	1
		84.4%	14.1%	0		0.7%	0.7%
3.3.3.3		102	25	0		7	1
		75.6%	18.5%	0		5.2%	0.7%
3.4	検査機器の管理が適切になされている						
中項目 (x, x, x)	5	4	3	2	1	NA	無回答
小項目 (x, x, x, x)		a	b	c		NA	無回答
3.4.1	25	67	42	0	0	0	1
	18.5%	49.6%	31.1%	0	0	0	0.7%
3.4.1.1		116	19	0		0	0
		85.9%	14.1%	0.0%		0	0
3.4.1.2		118	17	0		0	0
		87.4%	12.6%	0.0%		0	0
3.5	感染管理の体制が整備されている						
中項目 (x, x, x)	5	4	3	2	1	NA	無回答
小項目 (x, x, x, x)		a	b	c		NA	無回答
3.5.1	28	72	34	0	0	0	1
	20.7%	53.3%	25.2%	0	0	0	0.7%
3.5.1.1		122	12	1		0	0
		90.4%	8.9%	0.7%		0	0
3.5.2	29	72	33	0	0	0	1
	21.5%	53.3%	24.4%	0	0	0	0.7%
3.5.2.1		127	8	0		0	0
		94.1%	5.9%	0		0	0
3.5.2.2		123	11	0		0	1
		91.1%	8.1%	0		0	0.7%
3.6	健診・保健指導の有用性を検討している						
中項目 (x, x, x)	5	4	3	2	1	NA	無回答
小項目 (x, x, x, x)		a	b	c		NA	無回答
3.6.1	22	33	64	8	1	5	2
	16.3%	24.4%	47.4%	5.9%	0.7%	3.7%	1.5%
3.6.1.1		66	59	4		5	1
		48.9%	43.7%	3.0%		3.7%	0.7%

第四領域

4. 運営の合理性

4.1		情報管理が適切に行われている						
中項目 (x, x, x)	5	4	3	2	1	NA	無回答	
小項目 (x, x, x, x)		a	b	c		NA	無回答	
4.1.1	24	65	45	0	0	0	1	
	17.8%	48.1%	33.3%	0	0	0	0.7%	
4.1.1.1		112	23	0		0	0	
		83.0%	17.0%	0		0	0	
4.1.1.2		113	22	0		0	0	
		83.7%	16.3%	0		0	0	
4.1.2	23	61	49	1	0	0	1	
	17.0%	45.2%	36.3%	0.7%	0	0	0.7%	
4.1.2.1		123	12	0		0	0	
		91.1%	8.9%	0		0	0	
4.1.2.2		112	23	0		0	0	
		83.0%	17.0%	0		0	0	
4.1.2.3		117	18	0		0	0	
		86.7%	13.3%	0		0	0	
4.1.2.4		120	15	0		0	0	
		88.9%	11.1%	0		0	0	
4.2		安全管理体制が確立している						
中項目 (x, x, x)	5	4	3	2	1	NA	無回答	
小項目 (x, x, x, x)		a	b	c		NA	無回答	
4.2.1	27	73	32	1	0	0	2	
	20.0%	54.1%	23.7%	0.7%	0	0	1.5%	
4.2.1.1		116	18	1		0	0	
		85.9%	13.3%	0.7%		0	0	
4.2.1.2		122	12	1		0	0	
		90.4%	8.9%	0.7%		0	0	
4.2.1.3		124	11	0		0	0	
		91.9%	8.1%	0		0	0	
4.2.2	15	60	51	4	0	2	3	
	11.1%	44.4%	37.8%	3.0%	0	1.5%	2.2%	
4.2.2.1		102	28	1		3	1	
		75.6%	20.7%	0.7%		2.2%	0.7%	
4.2.3	29	67	33	1	0	0	5	
	21.5%	49.6%	24.4%	0.7%	0	0	3.7%	
4.2.3.1		124	9	1		0	1	
		91.9%	6.7%	0.7%		0	0.7%	
4.2.3.2		124	9	1		0	1	
		91.9%	6.7%	0.7%		0	0.7%	
4.2.3.3		119	16	0		0	0	
		88.1%	11.9%	0		0	0	
4.3		受診者・利用者に関する統計資料が作成されている						
中項目 (x, x, x)	5	4	3	2	1	NA	無回答	
小項目 (x, x, x, x)		a	b	c		NA	無回答	
4.3.1	20	63	48	2	0	0	2	
	14.8%	46.7%	35.6%	1.5%	0	0	1.5%	

第四領域

中項目 (x, x, x)	5	4	3	2	1	NA	無回答
小項目 (x, x, x, x)		a	b	c		NA	無回答
4.3.1.1		108	25	2		0	0
		80.0%	18.5%	1.5%		0	0
4.3.1.2		96	37	2		0	0
		71.1%	27.4%	1.5%		0	0
4.4	委託による業務の管理が適切になされている						
中項目 (x, x, x)	5	4	3	2	1	NA	無回答
小項目 (x, x, x, x)		a	b	c		NA	無回答
4.4.1		24	58	50	0	0	2
		17.8%	43.0%	37.0%	0	0	1.5%
4.4.1.1		109	25	0		1	0
		80.7%	18.5%	0		0.7%	0
4.4.2		22	51	55	4	1	2
		16.3%	37.8%	40.7%	3.0%	0.7%	1.5%
4.4.2.1		85	39	0		8	3
		63.0%	28.9%	0		5.9%	2.2%
4.4.2.2		108	17	0		9	1
		80.0%	12.6%	0		6.7%	0.7%

アンケート回答結果Ⅲ
(選択式設問)

問1.この評価基準チェック表を使用して、第三者機関等による施設評価の実施を想定した場合、有効性があると思いますか

	有効性が極めてある	有効性がある	有効性はあまりない	有効性はまったくない	NA	無回答
問1	6	116	13	0	0	0
	4.4%	85.9%	9.6%	0	0	0

問2.この評価基準チェック表を利用することで、貴施設の質的向上に役立つと思いますか

	とても役立つ	役立つ	あまり役立つはない	全く役立つはない	NA	無回答
問2	19	97	13	0	0	6
	14.1%	71.9%	9.6%	0	0	4.4%

アンケート回答結果Ⅳ

(自由意見)

領域	いる項目(または修正したほうがよい項目)	他に設定(追加)すべき項目	いない項目	その他意見
1	<p>●1.8. 地域の医療機関等との連携が適切になされている 【意見】健康増進施設、対象者の主治医等との連携を明記すべきでは</p>	<p>●1.5.4. 保健指導実施者の資格取得と更新がなされている ●1.5.4.1. 食生活改善指導担当者研修会に参加するしくみがある ●1.5.4.2. 運動指導担当者研修会に参加するしくみがある 【理由】1.5.1.4とは別がよい。ただし1.5.1.4に含む解釈ならそれでもよい</p>	<p>●1.1. 機関の運営方針が確立している ●1.2. 事業計画が確立している</p>	<p>●1.3.4. スタッフ数 【意見】基準、指標がなく適切な判断が困難</p>
2	<p>●2.3.1. 受診者、利用者からの問合せクレーム等に対応するしくみが確立している</p>			<p>●2.1.1.1. 検査室の個別化 【意見】施設外では基本的に困難 ●2.1.1.2. 指導室等の個別化 【意見】施設外では基本的に困難</p>
3	<p>●3.2. 適切な健康評価・健康指導がなされている 【意見】保健指導の内容として、対象者の特性並びに地域及び職域の特性を考慮したのがあることを明記すべきでは 【意見】特定保健指導に関する記録の作成と健診結果、指導記録の電磁的方法による作成提出を明記すべきでは</p>	<p>●3.2.2.2. 特定健診にかかわるX MLデータの運用管理者が施設内で選任されている ●3.2.3.2. 保健指導の効果、有用性に関する検討会議が適切に行われている</p>		<p>●3.3.2~3.3.3. 精度管理 【意見】外部委託のため回答しづらい</p>
4			<p>●4.2. 安全管理体制が確立している ●4.4. 委託による業務の管理が適切になされている</p>	

領域	いる項目(または修正したほうがよい項目)	他に設定(追加)すべき項目	いない項目	その他意見
指定なし		<ul style="list-style-type: none"> ●電子化への対応状況と情報提供の内容確認 ●インターネット利用による支援を行う場合には、外部への情報漏えい、不正アクセス、コンピュータウィルスの侵入等を防ぐ確認 ●電子化によるデータ作成、提供の手段、管理態勢についての項目 ●内部監査体制の有無 <ul style="list-style-type: none"> 1. 年1回の実施 2. その記録の有無 3. 是正記録の有無 4. 分析記録 ●面談以外(メール、FAX、手紙)の情報管理 ●指導に係る業務委託契約 ●指導に係る苦情処理の窓口 ●保健指導の実施方法に関するマニュアルが作成されているか ●保健指導を中断した対象者の対応が適切に図られているか ●個人情報保護関連に情報システムの安全管理対策が組込まれているか ●健診マニュアルが作成されているか、また判定基準は適正か ●特定健診システムが整備されている ●外部との情報の共有が出来ている ●セキュリティが整っている 		

特定健康診査・特定保健指導機関機能評価

評価基準チェック表（修正版）

平成20年度厚生労働科学特別研究事業（渡辺研究班）

山門分担研究班研究課題2

分担研究者 山門 實

研究協力者 福田 敬

★評価基準チェック表の見方

●評価基準は領域×に大項目・中項目・小項目の三段階構造

大項目(X.X):各領域の枠組みを示すもの
 中項目(X.X.X):実際に評価を行う基準
 小項目(X.X.X.X):中項目を評価するにあたり、より具体的な事項を示すもの

●チェック表内・小項目の【優先確認事項】について

いくつかの小項目に表記されている【優先確認事項】は、特定健康診査・特定保健指導の国の委託基準を含む項目として分かり易く表示するために設定
 ・さらに【優先確認事項】の小項目には、該当するであろう国の委託基準を全て掲載したので、項目判定および評価の参考とされたい

●国の委託基準の表示

・国の委託基準は、「特定健康診査の外部委託に関する基準」、「特定保健指導の外部委託に関する基準」に大別される
 ・それぞれ個々の基準については、表記の都合上下記のとおり整理した

【特定健康診査の外部委託に関する基準】

国の委託基準	対応する表記(①等の表記は各基準内の個々の基準(項目)に対応)
1. 人員に関する基準	【健】人員①～②
2. 施設、設備等に関する基準	【健】施設①～④
3. 精度管理に関する基準	【健】精度①～④
4. 特定健康診査の結果等の情報の取扱いに関する基準	【健】情報①～⑦
5. 運営等に関する基準	【健】運営①～⑪

【特定保健指導の外部委託に関する基準】

国の委託基準	対応する表記(①等の表記は各基準内の個々の基準(項目)に対応)
1. 人員に関する基準	【保】人員①～⑨
2. 施設、設備等に関する基準	【保】施設①～④
3. 特定保健指導の内容に関する基準	【保】内容①～⑥
4. 特定保健指導の記録等の情報の取扱いに関する基準	【保】情報①～⑦
5. 運営等に関する基準	【保】運営①～⑬

●評価の目安

【中項目】

- 評点5 極めて優れている
- 評点4 優れている
- 評点3 適切(この評点で基準適合を意味します)
- 評点2 不適切
- 評点1 極めて不適切
- 評点 NA 適用除外(評価項目自体が評価対象として該当しない場合の評価)

【小項目】

- 判定 a 適切
- 判定 b 中間
- 判定 c 適切でない
- 判定 NA 適用除外(同上)

【中項目評点と小項目判定の整合性について】

- ・小項目判定で“b”がある場合、原則、中項目評点は“3”以下となります
- ・小項目判定で“c”がある場合、原則、中項目評点は“2”以下となります
- ・小項目判定が全て“a”であっても、中項目評点“3”はありえます
- ・中項目評点“5”は全国の模範となるような評価です

※注意点

- ・一部の国の委託基準は、該当するであろう評価基準(小項目)複数に重複して明示したが、これは多面的に評価することに有効と判断したためであり、予めこの点留意のうえ評価されたい。
- ・一部の評価基準(一つの中項目または小項目)においては、「受診者(特定健康診査を対象)・利用者(特定保健指導を対象)」と両方を含む表現としているが、特定健診の実施機関または特定保健指導の実施機関においては、「受診者のみ」または「利用者のみ」と適宜読み替えられたい。これと同様の他の評価基準(特定健康診査と特定保健指導両方の内容を含む項目)においても同じように適宜読み替えて対応されたい。
- ・一部の評価基準(中項目または小項目)において「～の担当者が明確にされている」等の基準が設定されているが、これらは必ずしも一個人が担当者として選定される必要はなく、対応できる体制整備が確認できればよい。

1. 基本的事項と組織体制

1.1. 機関の運営方針が確立している

	5	4	3	2	1	NA
1.1.1. 機関の理念・基本方針などの運営規程が確立している						
1.1.1.1. 機関の理念・基本方針などの運営規程が明文化されている【優先確認事項】			a	b	c	NA
<p>□ 【健】運営⑥ 運営についての重要事項として次に掲げる事項を記した規程を定め、当該規程の概要を、保険者及び特定保健診査の受診者が容易に確認できる方法(ホームページ上での掲載等)により、幅広く周知すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の目的及び運営の方針 ・ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ・ 特定健康診査の実施日及び実施時間 ・ 特定健康診査の内容及び価格その他の費用の額 ・ 事業の実施地域 ・ 緊急時における対応 ・ その他運営に関する重要事項 <p>□ 【保】運営⑦ 運営についての重要事項として次に掲げる事項を記した規程を定め、当該規程の概要を、保険者及び特定保健指導の利用者が容易に確認できる方法(ホームページ上での掲載等)により、幅広く周知すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の目的及び運営の方針 ・ 統括者の氏名及び職種 ・ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ・ 特定保健指導の実施日及び実施時間 ・ 特定保健指導の内容及び価格その他の費用の額 ・ 事業の実施地域 ・ 緊急時における対応 ・ その他運営に関する重要事項 						
1.1.1.2. 機関の理念・基本方針が職員に周知され、受診者・利用者にも示されている【優先確認事項】			a	b	c	NA
<p>□ 【健】運営⑥ 運営についての重要事項として次に掲げる事項を記した規程を定め、当該規程の概要を、保険者及び特定保健診査の受診者が容易に確認できる方法(ホームページ上での掲載等)により、幅広く周知すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の目的及び運営の方針 ・ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ・ 特定健康診査の実施日及び実施時間 ・ 特定健康診査の内容及び価格その他の費用の額 ・ 事業の実施地域 ・ 緊急時における対応 ・ その他運営に関する重要事項 <p>□ 【保】運営⑦ 運営についての重要事項として次に掲げる事項を記した規程を定め、当該規程の概要を、保険者及び特定保健指導の利用者が容易に確認できる方法(ホームページ上での掲載等)により、幅広く周知すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の目的及び運営の方針 ・ 統括者の氏名及び職種 ・ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ・ 特定保健指導の実施日及び実施時間 ・ 特定保健指導の内容及び価格その他の費用の額 ・ 事業の実施地域 ・ 緊急時における対応 ・ その他運営に関する重要事項 						

1.2.事業計画が確立している

	5	4	3	2	1	NA
1.2.1.年度事業計画が作成されている			a	b	c	NA
1.2.1.1.年度事業計画に基づき予算書が作成されている【優先確認事項】						
<input type="checkbox"/> 【健】運営④ 特定健康診査を適切かつ継続的に実施することができる財務基盤を有すること。						
<input type="checkbox"/> 【健】運営⑩ 従業員及び会計に関する諸記録を整備すること。						
<input type="checkbox"/> 【保】運営⑤ 特定保健指導を適切かつ継続的に実施することができる財務基盤を有すること。						
<input type="checkbox"/> 【保】運営⑯ 従業員及び会計に関する諸記録を整備すること。						
1.2.2.年度事業報告が作成されている	5	4	3	2	1	NA
1.2.2.1.年度事業報告書・決算報告書が作成されている【優先確認事項】			a	b	c	NA
<input type="checkbox"/> 【健】運営④ 特定健康診査を適切かつ継続的に実施することができる財務基盤を有すること。						
<input type="checkbox"/> 【健】運営⑩ 従業員及び会計に関する諸記録を整備すること。						
<input type="checkbox"/> 【保】運営⑤ 特定保健指導を適切かつ継続的に実施することができる財務基盤を有すること。						
<input type="checkbox"/> 【保】運営⑯ 従業員及び会計に関する諸記録を整備すること。						

1.3.健診・保健指導を行う組織体制が確立している

	5	4	3	2	1	NA
1.3.1.実態に即した組織図が作成されている			a	b	c	NA
1.3.1.1.組織図が作成されている【優先確認事項】						
<input type="checkbox"/> 【健】運営⑩ 従業員及び会計に関する諸記録を整備すること。						
<input type="checkbox"/> 【保】運営⑯ 従業員及び会計に関する諸記録を整備すること。						
1.3.2.健診・保健指導の管理者等が明確にされている	5	4	3	2	1	NA
1.3.2.1.健診・保健指導業務の管理者が明確になっている【優先確認事項】			a	b	c	NA
<input type="checkbox"/> 【健】人員② 常勤の管理者(特定健診を実施する各施設において、特定健康診査に係る業務に付随する事務の管理を行う者)が置かれていること。ただし、管理上支障がない場合は、当該常勤の管理者は、特定健康診査を行う機関の他の職務に従事し、又は同一の敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。						
<input type="checkbox"/> 【保】人員② 常勤の管理者(特定保健指導を実施する各施設において、特定保健指導に係る業務に付随する事務の管理を行う者)が置かれていること。ただし、管理上支障がない場合は、特定保健指導を行う機関の他の職務に従事し、又は同一の敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。						
1.3.2.2.保健指導業務を統括する者が明確になっている【優先確認事項】			a	b	c	NA
●特定保健指導を実施していない場合はNAとする。						
<input type="checkbox"/> 【保】人員① 特定保健指導の業務を統括する者(特定保健指導を実施する各施設において、動機付け支援及び積極的支援の実施その他の特定保健指導に係る業務全般を統括管理する者をいう。以下「統括者」という)は、常勤の医師、保健師又は管理栄養士であること。						
<input type="checkbox"/> 【保】人員⑨ 特定保健指導の対象者が治療中の場合には、統括的な責任を持つ者が必要に応じて当該対象者の主治医と連携を図ること。						
1.3.3.業務の役割や責任が明確にされている	5	4	3	2	1	NA
1.3.3.1.職務分掌、職務規程等が整備されている			a	b	c	NA
1.3.3.2.職務分掌・職務規程等の教育がされている			a	b	c	NA

	5	4	3	2	1	NA
1.3.4. 健診・保健指導を行うためのスタッフ数が適切である						
● 特定保健指導においては、医師、保健師、管理栄養士がそれぞれ必ず確保されていないといけないことではない。実施体制を総合的に評価すること。						
1.3.4.1. 医師数が適切である【優先確認事項】			a	b	c	NA
● 特定保健指導においては、医師、保健師、管理栄養士がそれぞれ必ず確保されていないといけないことではない。実施体制を総合的に評価すること。						
□ 【健】人員① 特定健康診査を実施するために必要な医師、看護師等が質的及び量的に確保されていること。						
□ 【保】人員③ 動機付け支援又は積極的支援において、初回の面接、特定保健指導の対象者の行動目標及び行動計画の作成並びに当該行動計画の実績評価(行動計画の策定の日から6月以上経過後)を行う評価をいう。)を行う者は、医師、保健師、又は管理栄養士(平成24年度末までは、保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師を含む)であること。						
□ 【保】人員④ 積極的支援において、積極的支援対象者ごとに、特定保健指導支援計画の実施(特定保健指導の対象者の特定保健指導支援計画の作成、特定保健指導の対象者の生活習慣や行動の変化の状況の把握及びその評価、当該評価に基づいた特定保健指導支援計画の変更等を行うこと)をいう。)について統括的な責任を持つ医師、保健師又は管理栄養士(平成24年度末までは、保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師を含む)が決められていること。						
□ 【保】人員⑤ 動機付け支援又は積極的支援のプログラムのうち、動機付け支援対象者又は積極的支援対象者に対する食生活に関する実践的指導は、医師、保健師、管理栄養士(平成24年度末までは、保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師を含む)又は特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第7条第1項第2号及び第8条第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有する者(以下「実践的指導実施者基準」という。)第11に規定する食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者により提供されること。また、食生活に関する実践的指導を自ら提供する場合には、管理栄養士その他の食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者を必要数確保していることが望ましいこと。						
□ 【保】人員⑥ 動機付け支援又は積極的支援プログラムのうち、動機付け支援対象者又は積極的支援対象者に対する運動に関する実践的指導は、医師、保健師、管理栄養士(平成24年度末までは、保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師を含む)又は実践的指導実施者基準第2に規定する運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者により提供されること。また、運動に関する実践的指導を自ら提供する場合には、運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者を必要数確保していることが望ましいこと。						
1.3.4.2. 看護師数が適切である【優先確認事項】			a	b	c	NA
□ 【健】人員① 特定健康診査を実施するために必要な医師、看護師等が質的及び量的に確保されていること。						
1.3.4.3. 保健師数が適切である【優先確認事項】			a	b	c	NA
● 特定保健指導においては、医師、保健師、管理栄養士がそれぞれ必ず確保されていないといけないことではない。実施体制を総合的に評価すること。						
□ 【保】人員③ 動機付け支援又は積極的支援において、初回の面接、特定保健指導の対象者の行動目標及び行動計画の作成並びに当該行動計画の実績評価(行動計画の策定の日から6月以上経過後)を行う評価をいう。)を行う者は、医師、保健師、又は管理栄養士(平成24年度末までは、保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師を含む)であること。						
□ 【保】人員④ 積極的支援において、積極的支援対象者ごとに、特定保健指導支援計画の実施(特定保健指導の対象者の特定保健指導支援計画の作成、特定保健指導の対象者の生活習慣や行動の変化の状況の把握及びその評価、当該評価に基づいた特定保健指導支援計画の変更等を行うこと)をいう。)について統括的な責任を持つ医師、保健師又は管理栄養士(平成24年度末までは、保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師を含む)が決められていること。						
□ 【保】人員⑤ 動機付け支援又は積極的支援のプログラムのうち、動機付け支援対象者又は積極的支援対象者に対する食生活に関する実践的指導は、医師、保健師、管理栄養士(平成24年度末までは、保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師を含む)又は特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第7条第1項第2号及び第8条第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食生活の改善指導又は運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者(以下「実践的指導実施者基準」という。)第11に規定する食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者により提供されること。						

<p>と。また、食生活に関する実践的指導を自ら提供する場合には、管理栄養士その他の食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者を必要数確保していることが望ましいこと。</p> <p>□【保】人員⑥ 動機付け支援又は積極的支援プログラムのうち、動機付け支援対象者又は積極的支援対象者に対する運動に関する実践的指導は、医師、保健師、管理栄養士(平成24年度末までは、保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師を含む)又は実践的指導実施者基準第2に規定する運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者により提供されること。また、運動に関する実践的指導を自ら提供する場合には、運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者を必要数確保していることが望ましいこと。</p>	a	b	c	NA
<p>1.3.4.4. 臨床検査技師数が適切である</p>	a	b	c	NA
<p>1.3.4.5. 管理栄養士数が適切である【優先確認事項】</p> <p>●特定保健指導においては、医師、保健師、管理栄養士がそれぞれ必ず確保されていないことではない。実施体制を総合的に評価すること。</p> <p>□【保】人員③ 動機付け支援又は積極的支援において、初回の面接、特定保健指導の対象者の行動目標及び行動計画の作成並びに当該行動計画の実績評価(行動計画の策定の日から6月以上経過後に行う評価をいう。)を行う者は、医師、保健師、又は管理栄養士(平成24年度末までは、保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師を含む)であること。</p> <p>□【保】人員④ 積極的支援において、積極的支援対象者ごとに、特定保健指導支援計画の実施(特定保健指導の対象者の特定保健指導支援計画の作成、特定保健指導の対象者の生活習慣や行動の変化の状況の把握及びその評価、当該評価に基づいた特定保健指導支援計画の変更等を行うこと)について統括的な責任を持つ医師、保健師又は管理栄養士(平成24年度末までは、保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師を含む)が決められていること。</p> <p>□【保】人員⑤ 動機付け支援又は積極的支援のプログラムのうち、動機付け支援対象者又は積極的支援対象者に対する実践的指導は、医師、保健師、管理栄養士(平成24年度末までは、保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師を含む)又は特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第7条第1項第2号及び第8条第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食生活の改善指導又は運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者(以下「実践的指導実施者基準」という。)第1に規定する食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者により提供されること。また、食生活に関する実践的指導を自ら提供する場合には、管理栄養士その他の食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者を必要数確保していることが望ましいこと。</p> <p>□【保】人員⑥ 動機付け支援又は積極的支援プログラムのうち、動機付け支援対象者又は積極的支援対象者に対する運動に関する実践的指導は、医師、保健師、管理栄養士(平成24年度末までは、保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師を含む)又は実践的指導実施者基準第2に規定する運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者により提供されること。また、運動に関する実践的指導を自ら提供する場合には、運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者を必要数確保していることが望ましいこと。</p>	a	b	c	NA
<p>1.3.4.6. 事務職員等の数が適切である</p>	a	b	c	NA

1.4. 関係法令が遵守されている*1

<p>1.4.1. 関係する法令が遵守されている</p>	5	4	3	2	1	NA
<p>1.4.1.1. 高齢者医療確保法およびその他の関係法令が遵守されている【優先確認事項】</p> <p>□【健】情報④ 高齢者の医療の確保に関する法律第30条に規定する秘密保持義務を遵守すること。</p> <p>□【健】情報⑤ 個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)及びこれに基づくガイドライン等を遵守すること。</p> <p>□【保】情報③ 高齢者の医療の確保に関する法律第30条に規定する秘密保持義務を遵守すること。</p> <p>□【保】情報④ 個人情報保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等を遵守すること。</p>	a	b	c	NA	NA	NA

1.5.職員の教育体制が確立している

	5	4	3	2	1	NA
1.5.1.全職員を対象とした教育プログラムが確立している			a	b	c	NA
1.5.1.1.年間の教育プログラムが作成され実施されている【優先確認事項】						
□【健】運営③ 特定健康診査の実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該実施者の資質の向上に努めること。						
□【保】運営④ 特定保健指導実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該実施者の資質の向上に努めること。						
1.5.1.2.教育プログラムの内容が適切である【優先確認事項】			a	b	c	NA
□【健】運営③ 特定健康診査の実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該実施者の資質の向上に努めること。						
□【保】運営④ 特定保健指導実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該実施者の資質の向上に努めること。						
1.5.1.3.接遇に関する教育がなされている【優先確認事項】			a	b	c	NA
□【健】運営③ 特定健康診査の実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該実施者の資質の向上に努めること。						
□【保】運営④ 特定保健指導実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該実施者の資質の向上に努めること。						
1.5.1.4.学会等が主催する研修会、講習会に参加するしくみがある【優先確認事項】			a	b	c	NA
□【健】運営③ 特定健康診査の実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該実施者の資質の向上に努めること。						
□【保】運営④ 特定保健指導実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該実施者の資質の向上に努めること。						
1.5.2.専門領域別に教育がなされている	5	4	3	2	1	NA
1.5.2.1.医師に対する教育が適切である【優先確認事項】			a	b	c	NA
□【健】人員① 特定健康診査を実施するために必要な医師、看護師等が質的及び量的に確保されていること。						
□【健】運営③ 特定健康診査の実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該実施者の資質の向上に努めること。						
□【保】人員⑧ 特定保健指導実施者は、国、地方公共団体、医療保険者、日本医師会、日本看護協会、日本栄養士会等が実施する一定の研修を修了していることが望ましいこと。						
□【保】運営④ 特定保健指導実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該実施者の資質の向上に努めること。						
1.5.2.2.看護師・保健師・管理栄養士等に対する教育が適切である【優先確認事項】			a	b	c	NA
□【健】人員① 特定健康診査を実施するために必要な医師、看護師等が質的及び量的に確保されていること。						
□【健】運営③ 特定健康診査の実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該実施者の資質の向上に努めること。						
□【保】人員⑧ 特定保健指導実施者は、国、地方公共団体、医療保険者、日本医師会、日本看護協会、日本栄養士会等が実施する一定の研修を修了していることが望ましいこと。						
□【保】運営④ 特定保健指導実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該実施者の資質の向上に努めること。						
1.5.2.3.事務員・助手等のスタッフに対する教育が適切である【優先確認事項】			a	b	c	NA
□【保】運営④ 特定保健指導実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該実施者の資質の向上に努めること。						
1.5.3.認定医・専門医等の資格取得と更新がなされている	5	4	3	2	1	NA
1.5.3.1.各学会等の認定医・専門医の資格が取得されている【優先確認事項】			a	b	c	NA
□【健】人員① 特定健康診査を実施するために必要な医師、看護師等が質的及び量的に確保されていること。						
□【健】運営③ 特定健康診査の実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該実施者の資質の向上に努めること。						
□【保】運営④ 特定保健指導実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該実施者の資質の向上に努めること。						

	a	b	c	NA
1.5.3.2.医師以外の職種で、関連資格が取得されている【優先確認事項】				
<input type="checkbox"/> 【健】人員① 特定健康診査を実施するために必要な医師、看護師等が質的及び量的に確保されていること。 <input type="checkbox"/> 【健】運営③ 特定健康診査の実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該実施者の資質の向上に努めること。 <input type="checkbox"/> 【保】人員⑤ 動機付け支援又は積極的支援のプログラムのうち、動機付け支援対象者又は積極的支援対象者に対する食生活に関する実践的指導は、医師、保健師、管理栄養士（平成24年度末までは、保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師を含む）又は特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第7条第1項第2号及び第8条第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食生活の改善指導又は運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者により提供されること。また、食生活に関する実践的指導を自ら提供する場合には、管理栄養士その他の食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者を必要数確保していることが望ましいこと。 <input type="checkbox"/> 【保】人員⑥ 動機付け支援又は積極的支援プログラムのうち、動機付け支援対象者又は積極的支援対象者に対する運動に関する実践的指導は、医師、保健師、管理栄養士（平成24年度末までは、保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師を含む）又は実践的指導実施者基準第2に規定する運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者により提供されること。また、運動に関する実践的指導を自ら提供する場合には、運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者を必要数確保していることが望ましいこと。 <input type="checkbox"/> 【保】運営④ 特定保健指導実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該実施者の資質の向上に努めること。				

1.6.継続的な質改善のしくみがある

1.6.1.継続的な質改善に取り組むしくみがある									
●内部監査体制の整備がなされいれはよりよい。									
1.6.1.1.質改善を統括する部署がある		a	b	c					
1.6.1.2.質改善の具体的な取り組みがなされている		a	b	c					
1.6.1.3.質改善活動の見直しが行われている		a	b	c					

1.7.地域・職域との関係が適切である

1.7.1.提携している企業・健保等との関係が適切であり、情報提供や広報活動が積極的になされている									
1.7.1.1.企業・健保等との提携に関する担当者が明確で、提携に際して公正な対応がなされている【優先確認事項】									
<input type="checkbox"/> 【健】運営⑤ 保険者から受託した業務の一部を再委託する場合には、保険者との委託契約に、再委託先との契約においてこの告示で定める基準に掲げる事項を遵守することを明記すること。 <input type="checkbox"/> 【保】運営⑥ 保険者から受託した業務の一部を再委託する場合には、保険者との委託契約に、再委託先との契約においてこの告示で定める基準に掲げる事項を遵守することを明記すること。 <input type="checkbox"/> 【保】運営⑬ 保険者から受託した業務の一部を再委託する場合には、以下の事項を遵守すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・委託を受けた業務の全部又は主たる部分を再委託してはならないこと。 ・保険者との委託契約に、再委託先との契約においてこの告示で定める基準に掲げる事項を遵守することを明記すること。 ・保険者への特定保健指導の結果報告等に当たっては、再委託した分も含めて一括して行うこと。 ・再委託先及び再委託する業務の内容を運営についての重要事項に関する規程に明記するとともに、当該規程の概要にも明記すること。 ・再委託先に対する必要かつ適切な監督を行うとともに、保険者に対し、再委託する業務の責任を負うこと。 									

	a	b	c	NA
<p>1.7.1.2.企業・健保等へ健診・保健指導内容および価格などの機関概要の情報が提供されている【優先確認事項】</p> <p><input type="checkbox"/>【健】運営② 保険者の求めに応じ、保険者が特定健康診査の実施状況を確認する上で必要な資料の提出等を速やかに行うこと。</p> <p><input type="checkbox"/>【健】運営⑥ 運営についての重要事項として次に掲げる事項を記した規程を定め、当該規程の概要を、保険者及び特定健康診査の受診者が容易に確認できる方法(ホームページ上での掲載等)により、幅広く周知すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の目的及び運営の方針 ・ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ・ 特定健康診査の実施日及び実施時間 ・ 特定健康診査の内容及び価格その他の費用の額 ・ 事業の実施地域 ・ 緊急時における対応 ・ その他運営に関する重要事項 <p><input type="checkbox"/>【健】運営⑨ 虚偽又は誇大な広告を行わないこと。</p> <p><input type="checkbox"/>【保】運営② 保険者の求めに応じ、保険者が特定保健指導の実施状況を確認する上で必要な資料の提出等を速やかに行うこと。</p> <p><input type="checkbox"/>【保】運営⑦ 運営についての重要事項として次に掲げる事項を記した規程を定め、当該規程の概要を、保険者及び特定保健指導の利用者が容易に確認できる方法(ホームページ上での掲載等)により、幅広く周知すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の目的及び運営の方針 ・ 統括者の氏名及び職種 ・ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ・ 特定保健指導の実施日及び実施時間 ・ 特定保健指導の内容及び価格その他の費用の額 ・ 事業の実施地域 ・ 緊急時における対応 ・ その他運営に関する重要事項 <p><input type="checkbox"/>【保】運営⑩ 虚偽又は誇大な広告を行わないこと。</p>				
<p>1.7.1.3.一般利用者に対して適切な広報活動がなされている【優先確認事項】</p> <p><input type="checkbox"/>【健】運営⑥ 運営についての重要事項として次に掲げる事項を記した規程を定め、当該規程の概要を、保険者及び特定健康診査の受診者が容易に確認できる方法(ホームページ上での掲載等)により、幅広く周知すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の目的及び運営の方針 ・ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ・ 特定健康診査の実施日及び実施時間 ・ 特定健康診査の内容及び価格その他の費用の額 ・ 事業の実施地域 ・ 緊急時における対応 ・ その他運営に関する重要事項 <p><input type="checkbox"/>【健】運営⑨ 虚偽又は誇大な広告を行わないこと。</p> <p><input type="checkbox"/>【保】運営③ 特定保健指導を行う際に、商品等の勧誘、販売等を行わないこと。また特定保健指導を行う地位を利用した不当な推奨、販売(商品等を特定保健指導の対象者の誤解を招く方法で勧めること等)を行わないこと。</p> <p><input type="checkbox"/>【保】運営⑦ 運営についての重要事項として次に掲げる事項を記した規程を定め、当該規程の概要を、保険者及び特定保健指導の利用者が容易に確認できる方法(ホームページ上での掲載等)により、幅広く周知すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の目的及び運営の方針 ・ 統括者の氏名及び職種 ・ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ・ 特定保健指導の実施日及び実施時間 ・ 特定保健指導の内容及び価格その他の費用の額 				

<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の実施地域 ・ 緊急時における対応 ・ その他運営に関する重要事項 									
<input type="checkbox"/> 【保】運営⑩ 虚偽又は誇大な広告を行わないこと。 1.7.1.4. 健診・保健指導実績をもとに統計処理されたデータについて企業・健保等へのフィードバックが適切になされている【優先確認事項】			a	b	c	NA			
<input type="checkbox"/> 【健】情報① 特定健康診断に関する記録を電磁的方法（電子的方式、磁気的方法その他の知覚によつては認識することができない方式をいう。）により作成し、保険者に対して当該記録を安全かつ速やかに提出すること。 <input type="checkbox"/> 【健】運営② 保険者の求めに応じ、保険者が特定健康診断の実施状況を確認する上で必要な資料の提出等を速やかに行うこと。 <input type="checkbox"/> 【保】情報① 特定保健指導に関する記録を電磁的方法により作成し、保険者に対して当該記録を安全かつ速やかに提出すること。 <input type="checkbox"/> 【保】運営② 保険者の求めに応じ、保険者が特定保健指導の実施状況を確認する上で必要な資料の提出等を速やかに行うこと。									

1.8. 地域の医療機関等との連携が適切になされている

1.8.1. 必要に応じて地域の適切な医療機関等との連携が図られている	5	4	3	2	1	NA
1.8.1.1. 連携している医療機関等が定められている【優先確認事項】			a	b	c	NA
<input type="checkbox"/> 【保】人員⑦ 動機付け支援又は積極的支援のプログラムの内容に応じて、事業の再委託先や他の健康増進施設等と必要な連携を図ること。 <input type="checkbox"/> 【保】人員⑨ 特定保健指導の対象者が治療中の場合には、統括的な責任を持つ者が必要に応じて当該対象者の主治医と連携を図ること。						

*1 労働安全衛生法や学校保健法等、他の健診と特定健康診断の関係については「高齢者の医療の確保に関する法律第二十条および第二十一条」等にもとづき、他の法令に基づく健診が優先されることに注意すること。その他には人事院規則、介護保険法、原子爆弾被害者に対する援護に関する法律などがある。さらに関係法令には医師法などの各身分法、消防法、労働基準法、廃棄物処理法などを含む。

2. 受診者・利用者の満足と安心

2.1. 受診者・利用者のプライバシーへの配慮がなされている

	5	4	3	2	1	NA
2.1.1. 検査や診察、指導を受ける際のプライバシーが確保されている			a	b	c	NA
2.1.1.1. 検査室は個別に仕切られ、外から見えない構造になっている【優先確認事項】						
<ul style="list-style-type: none"> ● 特定健康診査を実施していない場合はNAとする。 □ 【健】施設② 検査や診察を行う際に、受診者のプライバシーが十分保護される施設及び設備等が確保されていること。 						
2.1.1.2. 診察室・問診室・指導室は個別に仕切られ、外部に声が聞こえない構造になっている【優先確認事項】			a	b	c	NA
<ul style="list-style-type: none"> □ 【健】施設② 検査や診察を行う際に、受診者のプライバシーが十分保護される施設及び設備等が確保されていること。 □ 【保】施設② 個別支援を行う際に、対象者のプライバシーが十分に保護される施設及び設備等が確保されていること。 □ 【保】内容④ 個別支援を行う場合は、特定保健指導の対象者のプライバシーが十分に保護される場所で行われること。 						

2.2. 受診後のフォローアップが適切になされている

	5	4	3	2	1	NA
2.2.1. 精密検査や医療機関への受診が必要と判定された受診者については、受診経過のフォローがなされている						
<ul style="list-style-type: none"> ● 特定健康診査を実施していない場合はNAとする。 						
2.2.1.1. 必要な受診者については受診経過のフォローがなされ記録が残されている			a	b	c	NA
2.2.1.2. 受診医療機関との情報交換がなされている			a	b	c	NA

2.3. 受診者・利用者の意見を反映する体制が確立している

	5	4	3	2	1	NA
2.3.1. 受診者・利用者からの問い合わせに対応するしくみが確立している						
2.3.1.1. 受診者・利用者からの問い合わせに対応する担当者が定められている【優先確認事項】			a	b	c	NA
<ul style="list-style-type: none"> □ 【保】内容⑤ 委託契約の期間中に、特定保健指導を行った対象者から当該特定保健指導の内容について相談があった場合は、相談に応じること。 						
2.3.1.2. 受診者・利用者からの問い合わせの対応手順が定められている【優先確認事項】			a	b	c	NA
<ul style="list-style-type: none"> □ 【保】内容⑤ 委託契約の期間中に、特定保健指導を行った対象者から当該特定保健指導の内容について相談があった場合は、相談に応じること。 						
2.3.1.3. 受診者・利用者からの問い合わせの内容等が分析され、改善に役立てられている			a	b	c	NA
2.3.2. 受診(利用)前、受診(利用)中、受診(利用)後における受診者・利用者の意見や要望を積極的に把握するしくみがある	5	4	3	2	1	NA
2.3.2.1. 受診者・利用者の意見や要望を把握するための調査が行われている						
2.3.2.2. 受診者・利用者の意見や要望に対応するしくみがある【優先確認事項】			a	b	c	NA
<ul style="list-style-type: none"> □ 【健】運営⑩ 特定健康診査の受診者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるとともに、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。 □ 【保】内容⑤ 委託契約の期間中に、特定保健指導を行った対象者から当該特定保健指導の内容について相談があった場合は、相談に応じること。 □ 【保】内容⑥ 特定保健指導の対象者のうち特定保健指導を受けなかった者又は特定保健指導を中断した者に対しては、特定保健指導の対象者本人の意思に基づいた適切な積極的な対応を図ること。 □ 【保】運営⑪ 特定保健指導の利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるとともに、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。 						
2.3.2.3. 受診者・利用者からの意見や要望を反映した改善活動がなされている			a	b	c	NA